（別紙）

フラッグシップ輸出産地の対象となる品目

① 農林水産物

・農産物（きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。）
　米穀、麦類、雑穀、豆類、野菜、果実、その他の農産食品
・畜産物
　食肉（牛肉、豚肉、家きん肉等）、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品
・水産物
　魚類、貝類、水産動物類（いか、たこ、えび、かに等）、海産ほ乳動物類、海藻類
・花き
・製材
・錦鯉
・真珠

② 農林水産物の加工品

茶にあっては荒茶及び仕上茶（粉末状の茶を含む。）、牛乳乳製品にあっては牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、発酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ並びにアイスクリーム類、水産加工品については、水産動植物を主原料として製造された食用加工品。その他の品目については、乾燥野菜、乾燥果実、果汁、かんしょ加工品。

参考：フラッグシップ輸出産地選定実施要領
　　別紙２　輸出産地について（抜粋）

１　「農林水産物又はその加工品を輸出している地域」の考え方

（１）農林水産物又はその加工品

① 農林水産物は、食品表示基準（平成 25 年内閣府令第 10 号）第２条第１項第２号の生鮮食品のうち同令別表第２の１、２及び３に掲げるもの並びに花き、製材、錦鯉及び真珠を対象とする。

② 加工品は、加工が前提となる茶及び牛乳乳製品についてはそれぞれ、茶にあっては荒茶及び仕上茶（粉末状の茶を含む。）、牛乳乳製品にあっては牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、発酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ並びにアイスクリーム類を対象とする。また、水産加工品については、水産動植物を主原料として製造された食用加工品とする。その他の品目については、現状の加工品の輸出の実態を踏まえ当面、乾燥野菜、乾燥果実、果汁、かんしょ加工品を対象とする。その他対象とする加工品については、有識者会議にて追加できるものとする。

（以下略）